

〔第1問〕

第1. 規制図書等を購入する側区

本条例案には、7条・8条が購入する側の知る自由を侵害するものとして憲法21条1項に違反し得るという問題がある。

1. 青少年

(1) 知る自由については、それが個人の人格・思想の形成・発展にとって必要不可欠であり、思想・情報の自由な伝達・交渉の確保という民主主義社会の基本的原理を真に実効あらためるためにも必要だであるという理由から、憲法21条1項等でにより保障されるべきである。

そうすると、青少年が7条所定の規制図書類を閲読する自由は、知る自由として憲法21条1項「その他一切の表現の自由」としてにより保障される。

(2) 本条例案では、8条1項・2項所定の店舗での規制図書類の販売・貸与が禁止されるとともに、それ土記店舗以外の店舗においても青少年に対して規制図書類を販売・貸与することが禁止されている(8条3項) ところ。これにより、青少年はA市内の店舗で規制図書類を全く購入できなくなるから、青少年の知る自由が制約されているといえる。

(3) 上記制約につき き いでは、まず初めに、7条所定の「規制図書類」の明確性という文面審査が問題となる。

ア. 表現の自由に対する刑罰法規については、法適用の恣意を排除して国民に対して公正な告知をするという罪刑法定主義の帰結に加え、萎縮効果の除去のという要請から、明確性が要求される(※ 条文は? 31条? どの条文のどの文言の話をしているのかは必ず意識してください。)。

明確性の判断基準については、判例は、通常の判断能力を有する一般人の理解 で において、具体的場合に当該行為がその適用を受けるものかどうかの 判断を可能ならしめる基準が読みとれる かどうかによりで判断すると述べている。

イ. これへの反論としてはそれに対し (※ 反論に言及していることが一目で分かるような文言で論述する)、明確性の原則は、表現に対する萎縮効果を根拠とし するものだから、表現の受け手との関係では問題にならないとの考えも想定されるが、しかし、私見として、7条所定の「規制図書類」が不明確で あればある場合、表現物である規制図書類の流過程に位置する販売者を萎縮させ、それに伴って青少年の知る自由を制約することになる。そこでから、青少年の知る自由との関係でも、「規制図書類」の明確性が要求されると解すべきである。

ウ. 7条のうち「衣服の全部又は一部を着けない者の卑わいな姿態」、「殊更に性的感情を刺激する」との文言は、アの基準からすると 曖昧・不明確である。したがって、本条例案7条・8条は明確性の原則に 反し する という意味で憲法21条1項に 反し て違憲である。

(4) さらに、立法事実に基づく法令審査も行われる。

コメントの追加 [A1]: 全体的に長くなってしまったように思います(時間も1時間ほど超過してしまいました)。省略していいところと、してはいけないところの判断の仕方が、いまひとつ分かりません。最低限必要なところだけに触れて答案を短くした合格答案を学びたいです。

コメントの追加 [A2R1]: 問題文の事実から逆算するといいです。問題文の事実とは2度使う必要はなく、2つの文脈で使えるときは、いずれか1つ選んで使います。問題文の事実を概ね使い切ったら、それ以外のところは論じる必要はないです。

なるべく簡単に整理して、簡単に論じるようにしてください。

1文字でも短く書くように意識してください。

コメントの追加 [A3]: よく勉強しておられると思います。が、まだまだ伸びしろがあると思います。

主張・反論型の答案になっていません(反論を書いていることを明示していない箇所が多数あります)。

問題文に書かれている事実を使い切っておらず、他方で司法試験で不要なオリジナルな事実が付加されているので改善すべきです。

あてはめに入るまでの論述が丁寧すぎるので、ラフだけに触れている程度の記述にして、一般論をもっともっと短くして短時間であてはめに入れると、より高い点がとれます。1秒でも早く、あてはめに入るように心掛けてください。

ア.本条例の案による規制は図書類の内容に着目した内容規制である上、事前抑制的な性格があるも有しているから、その合憲性は厳格に審査厳格審査の基準によって判断されるとの反論もありうるが、私見では、のが通常である。

しかし、知る自由の保障の前提を為す情報選別能力が十分でない十全には備わっていない青少年には本人保護の見地から成人と同等の知る自由は保障されずないから、青少年の健全育成を目的とする青少年の知る自由に対する直接的規制である本条例案 7 条・8 条の合憲性は中間審査の基準によりで審査すれば足りる。具体的には、立法目的が重要で、手段が立法目的との間の実質的関連性を有するかどうかで審査する。

イ.まず、本条例案の目的である青少年の健全育成は、その後の私生活・社会生活という本人の人生に大きく影響するから、青少年の知る自由を制約する目的としてふさわしいといえ、重要である。

次に、A 市では市民から規制図書類が青少年の健全育成に悪影響を及ぼすという意見が多く寄せられていることからしても、規制図書類が青少年の健全育成に悪影響を及ぼす関係にあることが社会共通の認識になっている。そして、7 条ので規制図書類として指定された図書類につき、8 条 1 項で主に日用品販売等を販売する店舗等でのにおける販売等・貸与を禁止し、同 8 条 2 項で小学校・中学校・高等学校などの敷地等から 200m 以内の規制区域内にある店舗における販売等・貸与を禁止し、同 8 条 3 項で青少年へのに対する販売等・貸与を全面的に禁止し、同 8 条 4 項で壁と扉で隔てる規制図書類を販売できる店舗にゾーニング義務を課すことによりし、規制図書類が青少年の手に渡らないことでいようにすることができるから、規制図書類から青少年の健全育成を守ることに繋がるから、したがって、手段適合性がある。

他方で、反論として、市長等のが規制図書類を個別に指定するのではなく 7 条所定の要件に該当する図書類が自動的に規制図書類とされる点、及び刑法 175 条の「わいせつ」な文書等に当たらないものまで規制対象とされてはされる点で、手段必要性を欠くとの反論がありうるが、も思える。

七か七、私見では、(※コメント参照、ここ以下はオリジナルな事実について論じられておりカットしたうえ、問題文にかかれているべき事実を論ずべきだと思います)近年における「成人向け」「アダルトもの」の図書類の出版頻度の高さからすれば、個別指定方式では規制が間に合わないから、前者の点は手段必要性を否定しない。また、絵による描写でも殊更に性的感情を刺激する類のものがあるし、普通の漫画と同じように書店などで陳列され、子どもが普通の漫画だと思って手に取って見てしまうことで青少年の健全育成が阻害されるおそれがあるから、後者の点も手段必要性を否定しない。そして、他に、青少年の健全育成という目的を十分に達成できるより制限的でない他の選び得る手段は見当たらない。したがって、手段必要性、ひいては手段の実質的関連性があるといえる。

よって、本条例案 7 条・8 条は、(4) の審査との関係では憲法 21 条 1 項に反しない。
2.18 歳以上の者

コメントの追加 [A4]: 「多く」寄せられているかどうかは、問題文の事実書かれていないのでは？

子どもとの安心した買い物、女性を中心に不快、思わぬ所で触れたくないとの意見、への言及が落ちているのでは？

なお、上記は立法事実ともとれるので目的審査のところでいれてもよい。

コメントの追加 [A5]: 4 種の規制それぞれに立法事実が書かれているのに、それをスルーしているので減点されている可能性あり。

問題文の事実をみて、それが立法事実についてかかれているもの、規制手段についてかかれているものを、きちんと選別する練習をされたほうがよいと思われます。

コメントの追加 [A6]: ここはオリジナルな事実考えて作っていると思いますが、オリジナルな事実付加は不要です。問題文に書かれている事実のみを法律要件（憲法なら審査基準）にあてはめて結論を出すのが司法試験です。4 段階規制に対してそれぞれきちんと立法目的が書いてあるので、それに触れたうえで、それに関連する規制手段になっているから合憲と書けば終わりです。

(1) 18歳以上の者(以下「成人」という)にも、上記未成年と同様に憲法21条1項により、規制図書類を閲読する自由という意味での知る自由が保障される。

(2) 成人18歳以上の者は、8条1項・2項所定の店舗以外では規制図書類を購入できるが、8条1項・2項所定の店舗ではない購入できないという意味で表現の受領方法が制約されるから、規制図書類を閲読する自由たる知る自由を制約されていると評価できる。

(3) 反論として、未成年青少年と異なり、成人は18歳以上の者には情報選別能力が十全に認められるために十分で、閲読の自由の保障の程度が後退しない。そうすると、18歳以上の者に対する関係では、いから本条例案の合憲性が、厳格審査の基準により審査されるべきとの反論がありうるが、私見ではであるとも思える。

しかし、本条例案は成人18歳以上の者による購入を全面的に禁止するものではないから、18歳以上の者の知る自由との関係では、間接的・附随的制約にとどまり、そこで、本条例案の合憲性は、18歳以上の者の知る自由との関係でも、前記の中間審査の基準により審査すべきであるされるべきである。

(4) 精神的に未熟なで発達途上にある青少年の場合と異なり、成人18歳以上の者が卑わいな図書類でにより羞恥心や不快感を覚えたとしても、それは羞恥心・不快感という感覚上の不利益にとどまり、本人の人生に悪影響がもたらされるわけではない。そうすると、18歳以上の者に羞恥心等を覚えさせないという立法目的には、18歳以上の者の知る自由を制約する目的としてふさわしいといえるだけの価値がなく、重要性に欠ける。

したがって、本条例案7条・8条は、18歳以上の者の知る自由を侵害するものとして法21条1項に反し、違憲である。

第2. 規制図書等を販売する店舗

本条例案には、7条・8条・9条・15条が規制図書類を販売する店舗の営業の自由を侵害するものとして憲法22条1項に違反し得るという問題がある。

1. 選択した職業を遂行する自由が保障されないとのでは職業選択の自由を保障した意味がなくなるから失われかねないから、営業の自由も職業選択の自由に含まれるものとして憲法22条1項により保障され、れると解する。したがって、規制図書類を販売する店舗の営業の自由は、職業選択の自由として憲法22条1項により保障される。

2. 本条例案は、①⑧条1項所定の店舗での規制図書類の販売・貸与の全面的禁止(同条1項)、②同⑧条2項所定の店舗での規制図書類の販売・貸与の全面的禁止(同条2項)、③同③①②に該当しない店舗での青少年に対する規制図書類の販売・貸与の禁止(同条3項)、④同条4項で販売所定の措置の義務付け(同条4項)を定めている。これらはいずれも、各店舗の規制図書類の販売・貸与という職業活動の内容・態様を制限することで、各店舗の営業の自由を制約している。

3. 職業規制の違憲審査基準の厳格度は、規制の態様と規制の目的を考慮して当該規制に関する立法府の裁量の広狭を明らかにすることにより判断するべきである。

①の店舗では規制図書類の売上が売上全体に占める割合は微々たるものであるし、①の店

コメントの追加 [A7]: 問題文にある事実を落としています。不便があるが、市内で一切変えなくなるわけではないとの事実が未使用です。これを使うと合憲のほうが書きやすいと思います。

舗における規制図書類の販売が日用品等の購入者を集客するという効果もさほど大きなものではない。また、②・③の店舗でも規制図書類の売上が売上全体の 20%を超えるのは約 150 店舗中わずか 10 店舗だけである。そうすると、①から③のいずれの店舗との関係でも、本条例案による規制が、売上減少により店舗維持を断念せざるを得ないという意味で、実質的には狭義の職業選択の自由に対する大きな制約的效果を有するとはいえない。

そうすると、本条例案の 2 つの目的がいずれも政策的判断や専門技術的判断がさほど要求される性質のものではないことを考慮しても、中間審査の基準を用いることはできない。

そこで、本条例案の憲法 22 条 1 項適合性は、立法目的が正当な利益の保護にあり、かつ手段が立法目的との間で合理的関連性を有するか否かにより判断するべきである (※ここに入るまでが長過ぎると思います。行政法ではないので、もっと早くこの基準を出して、裁量の箇所で挙げている事実は審査基準のあてはめで使う方がよいとも思われます。少しでも早くあてはめに入ってください。問題文の事実も多数落としておりものすごく大きく減点されていると思われます(例えば、2400/3000 店舗、600 店舗、売り上げ微々たる、規制区域面積が全体の 20%、商業地域 30%、150/700 店舗という事実への言及がないです))。

4. 本条例案の 2 つの目的は、前記第 1 で述べたことからすれば、いずれも正当である。

①の店舗では、規制が目的達成にとって役に立つものでもあるから手段の関連性があり、また、規制による売上減少が微々たるものであるから利益の均質もある。したがって、①の規制について、手段の合理的関連性もある。

②の店舗は、規制が目的達成にとって役に立つものでもあるから手段の関連性がある。反論としては確かに、規制図書類の販売等を継続するためには店舗移転を要するところ、店舗の場所は集客力に大きく影響する上 (※うりあげの一部であっても大きな集客力があるという事実を正確に摘示できていない、その他のオリジナルな事実は書かなくて良い)、店舗移転には巨額の費用を要するから、店舗移転に伴う負担が大きい。しかし、規制図書類の売上が売上全体の 20%を超える店舗がわずかしかな存在しない ため影響が大きいとはいえず+ (※事実評価の漏れ)、6 箇月の猶予期間の間に規制図書類を設置していたスペースに他の図書類を設置することで売上減少を抑えることも可能であるから、利益の均衡も認められる。したがって、②の規制についても、手段の合理的関連性がある。

③の店舗では、規制が目的達成にとって役に立つものでもあるから手段の関連性がある。また、内装工事等の費用負担が生じるものの、青少年のみに対する販売・貸与の禁止による売上減少が①・②の店舗に比べて相当小さいと考えられることからしても、利益の均衡もある。したがって、③の規制についても、手段の合理的関連性がある (※ 罰則への言及がなく、大きく減点されると思います)。

5.したがって、本条例案は、①ないし③のいずれの店舗との関係でも、憲法 22 条 1 に反しない。

以上

〔第2問〕

〔設問1〕

(1)

1. Dの原告適格

(1) 行訴法9条1項の「法律上の利益を有する者」には根拠法規が個々人の個別的利益として保護する利益を当該処分により侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者も含まれ、処分の第三者については9条2項の諸要素を考慮して判断する。

(2) Dの主張

ア. 根拠法規である法10条1項では墓地経営の許可の基準・手続について具体的に定めておらず、これを受けて、自主条例である本件条例が許可の要件・手続として最低限遵守すべき事項を定める趣旨で許可の基準・手続等について具体的に定めている(条例1条)。

そのため、本件条例は法10条1項「と目的を共通にする関係法令」に当たる。そして、本件条例は、墓地の経営主体を制限する(3条1項)ことにより、墓地経営の安定を保護する趣旨である。しかも、墓地が濫立するなどにより既存の墓地が経営破綻にまで追い込まれるおそれがあるという被侵害利益の内容・性質からすれば、法10条1項は、墓地経営の許可によってその経営が破綻するおそれのある墓地について墓地経営の安定を個別的利益としても保護する趣旨であると解すべきである。

イ. Dは、本件墓地から300メートルしか離れていない場所で小規模な墓地を営んでいるため、Aが大規模な墓地を営んだ場合に経営が大幅に悪化して経営破綻に陥るおそれがある。したがって、Dには原告適格が認められる。

(2) 反論を踏まえたDの主張の当否

ア.B市は、墓地経営の公益性からすれば、墓地経営の安定は一般的公益として保護されるにとどまると反論する。

イ. 墓地は、国民の宗教的感情を実現するための公益性の強い場である(法1条)から、国民による墓地の利用を恒常的に確保する必要がある、そのための手段としては既存墓地の経営の安定を図ることが効果的である。そこで、条例3条は、国民の宗教的感情の実現機会を確保する手段として墓地経営の安定を保護しているにすぎず、墓地経営の安定を個別的利益として保護する趣旨ではないと解すべきである。

したがって、Dの原告適格は認められない。

2. Eの原告適格

(1) Eの主張

ア.法1条では「公衆衛生その他の公共の福祉」が掲げられているし、関係法令である本件条例では説明会の開催等が義務付けられている(6条)とともに、申請書に添付すべき書類(2)(3)(4)が墓地の周辺環境に配慮したものとなっている。そのため、法10条1項は、墓地周辺的生活環境・衛生環境を保護する趣旨である。

コメントの追加 [A8]: 大枠は良いと思いますが、問題文の事実の摘示漏れ、添付法令の摘示漏れが多々ありますので、これを拾うことで大幅に得点があがります。

コメントの追加 [A9]: 問題文への言及は網羅的にできていますか?たとえば、問題の対話文のなかの、墓地が余り気味という事実への言及は不要でしょうか?

参照法令は網羅的に言及していますか?

例えば、非常に重要な条文として9条2項(4)が100メートル内の状況の図面を要求しているので、法はこの範囲の者のみを保護する趣旨ではないでしょうか?(だからこそ、この範囲外の300メートルのDに原告適格が否定されるのでは?)

また同項(5)は資金計画書を要求していますが、経営破綻との関係で、ここへの言及は不要でしょうか?

他の条項はどうでしょうか?例えば、3条2項の設置して3年というのは3年以下で破綻するような、経営基盤が弱い者を排斥する趣旨で経営に配慮しているのでは?

しかも、条例 13 条 1 項 (2) では、特定の対象施設との関係で「その敷地から 100 メートル以上」という具体的な距離制限が設けられている。そこで、法 10 条 1 項は、条例 13 条 1 項 (2) 所定の施設のうち、墓地経営の許可により周辺的生活環境・衛生環境について著しい被害を受けるおそれがあるものについて、その生活環境・衛生環境を個別的利益として保護する趣旨であると解する。

イ. E の本件事業所は「障害者福祉サービスを行う施設」(条例 13 条 1 項 2 号)であり、かつ、本件墓地から「100 メートル」以内の地点たる 80 メートルのところに位置する。実際に、E については、墓参に来た者の自動車による渋滞や供物等の放置による悪臭の発生やカラス・ネズミ・蚊の発生・増加により、生活環境・衛生環境が著しく悪化すると懸念されている。このことに、本件事業所が利用者の住宅と変わらない実態を有していることも考慮すると、E の本件事業所は、本件墓地の経営許可によりその周辺的生活環境・衛生環境について著しい被害を受けるおそれがあるといえる。したがって、E には原告適格が認められる。

(2) 反論を踏まえた E の主張の可否

ア.B 市は、条例 13 条 1 項は 1 号から 5 号にわたり保護対象施設を広く掲げているから、これらの施設に係る利益を個別的利益として保護する趣旨ではないと反論する。

イ. このことに、墓地経営の公益性ゆえに墓地経営の許可に係る判断も条例 13 条 1 項但書に基づく距離制限の解除に係る判断も専ら公益的見地から行われるべきものであることも考慮すれば、法 10 条 1 項は保護対象施設に係る利益を個別的利益として保護する趣旨ではないと解される。したがって、E の原告適格も認められない。

コメントの追加 [A10]: 14 条 1 項各号、2 項はいかがでしょうか？

コメントの追加 [A11]: F と部長の対話にある、利用者数日滞在で住宅居住者と変わらないという事実は、不要でしょうか？

以上

(2)

1. E の主張

(1) まず、行政裁量の存否は法律の文言と処分の性質から判断される。法 10 条 1 項は許可基準について具体的に定めておらず、その趣旨は、墓地経営の高度の公益性にかんがみ、許可の判断を知事等(法 2 条 5 項)の公益的見地に基づく判断に委ねることにある。したがって、墓地経営の許可について知事等の要件裁量が認められる。

次に、裁量処分の判断過程が合理性を欠く結果、当該処分が社会観念上著しく妥当を欠く場合には、当該裁量処分には裁量権の逸脱・濫用があるとして取消事由が認められる

(30 条 ※行訴法?法令が変わるときは法令名の摘示が必須。)。判断過程の合理性は、他事考慮、考慮不尽及び考慮事項に対する評価の明白な合理性欠如の有無により判断される。

そして、本件条例が法 10 条 1 項の許可の要件・手続として最低限遵守すべき事項を定めたものであることからすれば、墓地経営の許可に係る判断過程の審査では条違反の有無も考慮されるべきである。

(2) まず、E の本件事業所は条例 13 条 1 項 2 号の保護対象施設に当たり、かつ、本件地

コメントの追加 [A12]: 規範で文言と性質から判断するといっているのに、文言の摘示がないのでは？

たとえば、「都道府県知事の許可を受けなければならない」と定めるのみで・・・と書くべきだと思います。

から「100メートル」以内の地点たる 80メートルのところに位置するから、本件墓地は条例 13 条 1 項本文を満たさない。そして、前記の通り、E の本件事業所は、本件墓地の経営許可によりその周辺の生活環境・衛生環境について著しい被害を受けるおそれがあるのだから、条例 13 条 1 項但書による距離制限の解除も認められない。したがって、条例 13 条 1 項違反がある。それにもかかわらず、B 市長はこの点を無視して本件許可処分をしたのだから、考慮不尽がある。

(3) 次に、条例 3 条の趣旨は、墓地経営が営利目的で行われた場合に過当競争により一部の墓地の経営が不安定となり、国民の宗教的感情を実現する場である墓地が荒廃するといった弊害を防止することにある。この弊害は、実質的な経営主体によりもたらされる。そこで、「本件墓地を経営することができる者」(条例 3 条 1 項柱書本文)には、実質的な経営者も含まれると解すべきである。

A による許可申請に至るまでの AC 間のやり取りなどから、A の C に対する名義貸しがあったといえるから、本件墓地の実質的な経営者は C である。C は、株式会社であるため条例 3 条 1 項 1 号・2 号所定のいずれの主体にも当たらない。したがって、条例 3 条違反もある。にもかかわらず、B 市長はこの点を無視して本件許可処分をしたのだから、考慮不尽がある。

(4) 以上より、本件許可処分は、考慮不尽により判断過程の合理性を欠き、その結果として社会観念上著しく妥当性を欠くものであるから、裁量権の逸脱・濫用により違法である。

2. B 市の反論

(1) まず、距離制限違反は、D と E が協力して本件許可処分を妨害するために意図的に本件事務所を移転することで作出したものである。それにもかかわらず、E が条例 13 条 1 項違反を主張することは、権利濫用として禁止されるべきである。したがって、距離制限違反は判断過程で重視しなくてよい。

(2) 次に、株式会社による墓地経営が必ずしも過当競争を招く原因になるとは限らないし、大規模な墓地を経営できる資金力を有する C が実質的な経営者として A の背後にすることで本件土地による墓地の経営自体は安定して行われるとの見方もできる。そのため、C が実質的な経営者であることによる弊害は小さく、これも重視するべきではない。

(3) そうすると、上記 2 つの違反があるのになされた許可処分には、考慮不尽を理由とする裁量権の逸脱・濫用が認められない。

3. 主張制限

(1) 公益要件であっても、原告の権利・利益の保護という観点と関連する側面を有するものであれば、その不充足は「自己の法律上の利益に関係のない違法」(行訴法 10 条 1 項)に該当しないと解する。

この不充足を主張することは取消訴訟の主観訴訟という性質に反しないし、原告適格を根拠づける法規違反の主張しかできないとなると原告が主張し得る違法事由が著しく限定さ

コメントの追加 [A13]: 裁量の逸脱の有無について裁判所の立場での結論(私見)が漏れているのでは？

れてしまい妥当でないからである。

(2) 条例 13 条 1 項は保護対象施設の周辺環境を保護することを趣旨とする規定であるから、保護対象施設に当たる本件事業所の設置者である E は、自己の権利・利益の保護という観点と関連する側面を有するものとして条例 13 条 1 項違反を主張し得る。

これに対し、条例 3 条は墓地経営の安定を図ることを趣旨とする規定であるから、墓地経営者ではない E にとっては、条例 3 条は自己の権利・利益の保護という観点と関連しないものである。したがって、E は、条例 3 条違反を主張することはできない。

以上

〔設問 2〕

1. A の主張

(1) 前記の通り、法 10 条 1 項に基づく墓地経営の許可については B 市長の要件裁量が認められる。

墓地経営の許可に係る判断の過程では、根拠法規である法 10 条 1 項の趣旨である墓地経営の安定の確保や墓地周辺の生活環境・衛生環境の保護といったことしか考慮することができない。

(2) A が植栽を行うなどして周辺の生活環境と調和するよう十分配慮していたにもかかわらず、B 市長が不許可の判断をしたのは、激化しつつある反対運動を鎮静化するためである。反対運動の鎮静化は、上述した法 10 条 1 項の趣旨と無関係のことであるから、これを理由とする不許可の判断には、**他事考慮**がある（会議録の（ア））。

(3) 法 10 条 1 項は、国民の宗教的感情の実現機会を確保する手段として墓地経営の安定を保護しているにすぎず、墓地経営の安定を個別的利益として保護する趣旨ではないと解すべきである。そのため、墓地経営の許可に係る判断において、特定の墓地の経営の安定を保護すること自体を究極目的として考慮することは許されない。

したがって、本件墓地の経営により、B 市長が D の墓地を含む B 市内の墓地の供給が過剰となり、それらの経営に悪影響が及ぶことを理由として不許可の判断をしたことには、特定の墓地の経営の安定を保護すること自体を究極目的として考慮するものとして、他事考慮がある（会議録の（イ））。

(4) 以上より、本件不許可処分は、他事考慮及び考慮不尽により判断過程の合理性を欠き、その結果として社会観念上著しく妥当性を欠くものであるから、裁量権の逸脱・濫用により違法である。

2. B 市の反論

(1) B 市長は、本件墓地周辺の生活環境が悪化する程度及び危険性を示す事情の一つとして、周辺住民の反対運動が激しくなったという事実を考慮しているにとどまる。そして、墓地周辺の生活環境の保護は法 10 条 1 項の趣旨に含まれるから、これを考慮することは許容される。したがって、（ア）の点は他事考慮に当たらない。

(2) 墓地の状態を「国民の宗教的感情に適合」するように維持するための需給調整とし

コメントの追加 [A14]: 考慮不尽（考慮すべき方向はあっているが、より一層考慮すべきなのに足りていない）では？

再チャレ第一回
H30 公法系答案

て、既存の墓地経営の安定を考慮することは、他事考慮ではない。

B 市長は、D の墓地の経営破綻により D の墓地が荒廃して「国民の宗教的感情に適合し」ない状態となることを避けるための手段として、(イ) の事情を考慮しているにとどまるから、(1) の点も他事考慮に当たらない。

したがって、裁量権の逸脱・濫用はなく、本件不許可処分は適法である。

以上

コメントの追加 [A15]: 部長の発言の供給過剰、空き区画が目立ち、小規模墓地の経営破綻のリスクは、言及不要でしょうか？